

三次市Uターン者実家等改修補助金

(地域共創部 まちづくり交通課)

【概要】

Uターン者が定住の目的をもって市内の実家等に転入するために実家等の改修を行う場合、改修に要する経費の一部を補助します。

【補助額】費用の2分の1、上限30万円

【上限加算額】

Uターン者を除く中学生以上1人につき10万円、小学生以下1人につき20万円を上限額に加算。(上限50万)

例) Uターン者世帯員が夫婦 (Uターン者(夫) + 妻) と子ども3人 (中学生以上 & 小学生以下)

【加算額について】



1. 改修費用(税抜)が300万円の場合

補助上限額：30万円 + 上限加算額 50万円 = 80万円

補助額：改修費用 300万円 × 1/2 (補助率) = 150万円 上限 80万円を超えるため、80万円

2. 改修費用(税抜)が100万円の場合

補助上限額：30万円 + 上限加算額 50万円 = 80万円

補助額：改修費用 100万円 × 1/2 (補助率) = 50万円 上限 80万円以内のため、50万円

※用語の定義※

Uターン者	市外へ2年以上居住した後、市内の実家等へ定住の目的をもって転入する方(市外へ2年以上居住後、市内の実家等へ同様の目的をもって転入して、1年を経過していない方を含む。)をいいます。 ※Uターン者と同時に同一世帯として実家に転入
実家等	Uターン者またはUターン者の3親等以内の親族が所有権その他の権利(以下「所有権等」という。)を有する市内の一戸建ての家屋および附属建物をいいます。

【交付対象者】(次のすべてに該当する方)

- 実家等の所有権等を有する方で、Uターン者のために改修しようとする方。
- 世帯全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
ただし、申請時に実家等の所有者が市外に居住している場合は、申請時に住所のある市区町村においても完納していること。
- 補助金の交付を受けようとする実家等の改修経費について、国、県その他公共団体又は財団及び本市他の制度等から補助金や交付金の対象経費となっていないこと。また、過去に同様の補助金や交付金を受けていないこと。
- 世帯全員が、三次市暴力団排除条例(平成23年三次市条例第18号)第2条第2号または第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- ※ 予算の範囲内で補助金を交付しますので、場合によっては交付できない場合があります。
- ※ 補助金交付後、現状の報告を定期的に行っていただく必要があります。
- ※ 改修した箇所を5年以内に変更、取壊し、売却した場合や、Uターン者が改修した実家から5年以内に転居したときは、補助金を返還していただきますのでご了承ください。

【交付対象要件】（次のすべてに該当すること）

- 申請者が実家等の所有権等を有する者で、Uターン者のための改修であること。
- 改修は、次の内容であること。

区 分	内 容
改築工事	実家等の本体の一部を取り壊し建築する工事やそれに伴う設備の導入または交換工事
修繕又は模様替え	実家等の本体の修繕又は模様替え及びそれに伴う設備の導入又は交換工事
外壁塗装工事	実家等の本体の外壁塗装工事（仕上材の張り替えを含む。）
増築工事	1. 実家等の床面積を増加させる工事やそれに伴う設備の導入または交換工事 2. 前項に伴う実家等の本体の一部を取壊し、建築する工事、修繕、模様替えや外壁塗装工事

※次の工事及び費用は、補助事業の対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償の対象となる工事
 - (2) 新築工事
 - (3) 解体のみの工事
 - (4) 門扉、塀、溝等の外構工事
 - (5) 据置式倉庫、カーポート等の修繕または取付工事
 - (6) 什器、備品類の購入費用
 - (7) 設備の取替えのみの工事
 - (8) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める工事及び費用
- 補助対象事業に要する経費（消費税および地方消費税相当額を除く。）の総額が20万円以上であること。（総工事費が20万円未満の場合は、補助金の交付はできません）
 - 令和9年3月31日までに完了する事業で、補助金交付決定を受けた日以降に実施し、かつ、交付決定を受けた日から起算して1年以内に事業を完了するものであること。
 - 改修の施工業者は、市内の建築関連業者であること。

【申請手続きの流れ】

① 三次市Uターン者実家等改修補助金交付申請書（様式第1号）を提出（申請者⇒市）

※ 実家の所有者が申請してください。

※「改修の内容」欄に、誰が、いつ、どこからUターンして住む予定か等も記載してください。

添付する書類等	補足説明
申請者の固定資産課税台帳（名寄せ）など	申請者が対象建物の所有者であることが確認できるもの。
位置図	対象建物の場所がわかるもの。（地図など）
改修に関する詳細な見積書	改修の施工業者は、建築関連業者であって、 <u>市内に主たる事業所及び住所を有する個人又は市内に登録されている本店を有する法人</u> に限ります。
工事概要のわかる平面図	改修する物件の間取り（平面図）に施工箇所を示すもの。
Uターン者の ①住民登録確約書 ②世帯全員の住民票 ③確認書兼誓約書	Uターン者が、改修完了後に住民票を実家へ異動する旨の確約書と、所在を確認するため世帯全員の現住所の住民票を提出していただきます。 ※申請時の住所が実家と同じ場合は、②、③を提出してください。 ※住民票で市外居住期間が確認できない場合は、戸籍の附票等の提出をお願いいたします。
滞納がないことの証明書など（非課税の場合は非課税証明）	物件所有者・Uターン者の納税義務者全員が、交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税を完納していることがわかるもの。

② 補助金交付決定の通知（様式第2号）（市⇒申請者）

申請書類に不備等がなければ10日程度で通知します。

③ 工事着手

（※工事途中で申請時に提出した施工内容や補助金額の変更が伴う場合は、市に対して変更申請書を提出してください。⇒その場合、内容を審査した上で②の書類を再度通知します。）

④ 工事完了

⑤ 施工業者へ工事代金の全額支払いをお願いします。（申請者⇒施工業者）

⑥ 実績報告書（様式第7号）の提出（申請者⇒市）

※実績報告書提出までに、Uターン（予定）者の住民票の異動が必要です。

添付する書類等	補足説明
請求明細書の写し	施工業者から申請者へ請求する請求書です。
領収書等の写し	申請者が施工業者へ改修費用を支払った証明となる領収書等
Uターン者の 住民票（戸籍の附表）など	Uターン者が、改修後の実家に転入した（住民票を異動した）ことがわかるもの。 ※申請時の住所が実家等と同じ場合は、提出の必要はありません。

⑦ 現地検査（確認）

⑥の報告書が提出された後、申請内容どおり完了しているか確認するための現地検査を行います。

⑧ 補助金交付確定（様式第8号）の通知

⑥、⑦に不備等がなければ通知します。

⑨ 請求書の提出（様式第9号）（申請者⇒市）

申請者は⑧で通知した額を市へ請求します。

⑩ 補助金の交付（振込み）

市から申請者の口座へ補助金額を振り込み、全ての手続きが終了します。

* 工事の途中で工事内容の変更が生じた場合 *

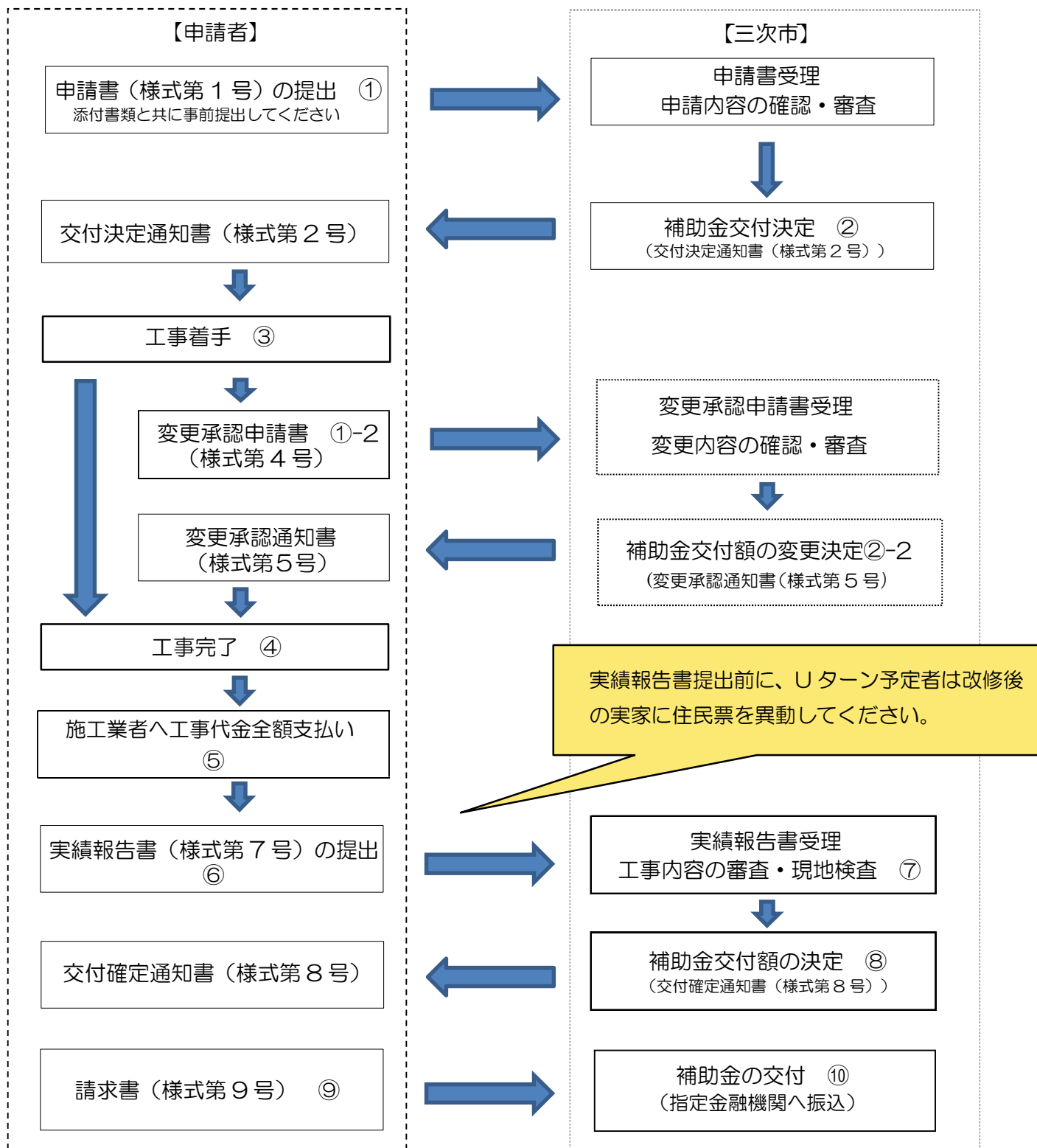
工事着手後、工事代金に変更が生じた場合（20パーセント以上の増減に限る）
必ず変更時点で提出してください。

①-2 補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出（申請者⇒市）

準備する書類等	補足説明
改修に関する詳細な見積書	当初の見積内容と変更箇所の違いが分かるもの。
工事概要のわかる平面図	当初の工事内容と変更箇所の違いが分かるもの。
現況写真	当初の工事内容と変更箇所の違いが分かるもの。

②-2 補助金変更承認通知書（様式第5号）の通知（市⇒申請者）

【三次市Uターン者実家等改修補助金（申請手続き～補助金交付までの流れ）】



【お問い合わせ】 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市地域共創部 まちづくり交通課 移住定住推進係

電話：0824-62-6129 FAX：0824-62-6235